

MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine_navi/)



商法改正にともなう危険物運送の通知義務

2019年4月1日に改正商法および改正国際海上物品運送法が施行されます。改正法では、危険物の荷送人が運送人に対し危険物が含まれることを通知する義務規定が新設されるなど、荷送人の責任が明確化されました。

また、近年、国際運送ではコンテナ15,000個積みの大型船の本船火災をはじめ、コンテナ船の火災事故が増加しています。コンテナ内の貨物の発火に起因する事故も多く、国際運送に際しては、世界各国の法制についても留意する必要があります。

危険物に起因する事故は、運送に携わる人々の生命や運送用具・積荷等に甚大な損害をおよぼす可能性があり、荷送人のリスク管理の必要性が高まっています。本稿では、主に荷送人の通知義務のポイントおよび留意点、それらを踏まえた適切な通知について解説します。



港湾火災 出典：ロイター



本船火災 出典：Portal Portuario

1. 危険物に関する通知義務

改正前の商法には、荷送人が運送人に対し運送品に危険物が含まれることを通知する義務は規定されていませんでしたが、今回の改正により危険物に関する通知義務規定が新設されました。

改正商法では、「荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない」と規定しています（572条）。荷送人がこの通知義務に違反したときは、運送人はこれによって生じた損害の賠償請求ができます（推定された過失責任）。この通知義務は、我が国の陸上、海上、航空運送を問わず適用されます。

改正国際海上物品運送法は、この商法の規定を準用し、危険物に関する荷送人の通知義務を課しています（15条）。

通知義務の主なポイントは以下の通りです。

(1) 通知対象の「危険物」とは

国際運送の安全性を確保するため、国連勧告で危険物運送に関する細かいルールが定められており、海上運送や航空運送の規則はこの勧告内容がベースになっています。国内運送ではこれらの国際運送の規則を取り込んだ船舶安全法等以外に、国連勧告とは別にそれぞれの法目的に対応した消防法や高圧ガス保安法等の複数の関係法を規定しています。

注意を要するのは、法令で規定されている品名と異なる製品名で危険物が販売されているような場合や、危険物が製品の一部に組み込まれているような場合です。また、法令に規定されていない新しく発見された危険物質や、物質それ自体は危険でなくても、積付けの状態により危険物となる場合もあります。危険物に該当するか否かの判別が難しい場合は、国または検査機関に確認を求めることが推奨されます。

(2) 通知義務のある「荷送人」とは

危険物の運送を手配する荷送人を指します。危険物のメーカー自身が荷送人になる場合のみならず、たとえば商社がメーカーから材料・製品を購入し、運送手配をする場合は、商社が荷送人となります。このため、商社はメーカーから貨物が危険物に該当するか否か、またその性質を十分に確認した上で、運送人にその内容を通知し運送を委託する義務があります。

なお、商社が元受運送人であるNVOCC（非船舶運航業者）と運送契約を交わし、NVOCCが下請運送人となる船会社に運送を委託するような運送契約が複数存在する場合には、NVOCCは、船会社にとっての「荷送人」となります。この場合、NVOCCは委託元である商社からの通知を下請運送人となる船会社に正確に通知するとともに、委託元の通知内容に疑義があれば自ら確認しておく等の相当の注意義務を尽くす必要があるとされています。

2. 通知義務違反の損害賠償責任

(1) 国内運送の場合

改正商法が適用され、推定された過失責任（通常の債務不履行責任）と解されています。

(2) 国際運送の場合

危険物運送に起因する責任が問われる場合、どの国の法律が適用されるか、とりわけどの国で裁判が行われるかが重要です。国際運送では、一般的には、B/Lの裏面等に記載されている運送契約上の裁判管轄地や準拠法にしたがいます。

①国際海上運送

日本で裁判が行われる場合は、国際海上物品運送法の解釈で過失責任と解されていますが、イギリスやアメリカでは過去に無過失責任の判決が出されており、英米法の国（シンガポール、香港、オーストラリア等）も同様の判断がなされる可能性があります。一方、大陸法の国（ドイツ、フランス等）は過失責任に近く、中国は法規はないものの無過失責任とされています。

②国際航空運送

日本をはじめ多くの国で批准されているモントリオール条約は、厳格責任（免責事由に該当しなければ無過失責任）と解されています（10条1項）。

3. 適切な通知と損害防止策

(1) 適切な通知と文書の保管

貨物の荷送人は、自社の取り扱う貨物が危険物に該当するかを確認し、該当する場合は危険物の通知を行う必要があります。荷送人は、メーカーの通知内容（SDS：Safety Data Sheet）を信じただけではならず、荷送人が自ら危険物に該当するか否かを確認し通知義務を尽くすこと、メーカーの通知内容に疑義があれば、メーカーに問い合わせる等の注意義務を尽くす必要があるとされています。

通知は文書で行い保管しておきます（事故の際の証拠書類となります）。

(2) 従来の通知内容の見直し

過去から運送されている貨物でも、この機会に改めて危険物に該当しないか確認しておくこと、危険物の通知済みの場合は、その通知内容に不備がないか見直しておくことが望ましいとされています。

(3) 損害防止策

そもそも事故を起こさないために適切な荷姿や梱包、積付、運送方法の選定等、運送人や荷受人を含む関係者と事前によく検討し、適切な対応をとっておくことが肝要です。詳細は以下の参考文献一覧に記載のMSI Marine News 2018年11月21日号をご覧ください。

<参考文献一覧>

株式会社成山堂書店「危険物運送のABC—判例・法令・保険の実務的解説—」

MSI Marine News 2018年11月21日号「危険物運送事故防止対策について」

https://www.ms-ins.com/marine_navi/info/msi_news/pdf/MSIMarineNews20181121.pdf